

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案要綱

一 遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を、恩給の額の引上げに準じて次の例のように引き上げること。（戦傷病

者戦没者遺族等援護法第二十六条第一項及び第二十七条並びに本法案附則第二条関係）

1 公務死の場合

一九六万二、五〇〇円を、平成十九年十月分から一九六万六、八〇〇円に引き上げる。

2 勤務関連死の場合

一五五万九、五〇〇円を、平成十九年十月分から平成二十年九月分までについては一五六万八、七〇

〇円に、平成二十年十月分から一五七万三、五〇〇円に引き上げる。

3 平病死（公務軽症）の場合

五〇万三、七五〇円を、平成十九年十月分から平成二十年九月分までについては五一万四、五五〇円  
に、平成二十年十月分から平成二十三年九月分までについては五一万四、五五〇円以上五五万七、六〇

〇円以下の政令で定める額に、平成二十三年十月分から五五万七、六〇〇円に引き上げる。

## 二 年金額の自動改定

障害年金、遺族年金、遺族給与金等の額の改定については、公的年金の引上率により自動的な改定を行うこととする。〔戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三、第二十七条の二等関係〕

## 三 年金の支払の調整

年金の過誤払による返還金債権について、年金の支払債務との調整を行うことができる」ととする。

〔戦傷病者戦没者遺族等援護法第四十三条の二関係〕

## 四 施行期日

この法律は、平成十九年十月一日から施行すること。〔附則第一条関係〕